

ふるさとだより

2013年12月

社会福祉法人 聖フランシスコ会

ふるさとの家

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋3-1-10

Tel 06-6641-8273

Fax 06-6641-8215

〔郵便振替 00930-2-50858〕

E-mail : cs-furusato@jasmine.ocn.ne.jp



「一番小さくされた者」とつながる

代表・ルカ・ホルスティンク

聖書の中で、わたしたちが具体的にどのように人を助け、愛の実践ができるかを、キリストは教えてくださっています。

「あなたたちは、わたしが飢えていたとき、食べていけるように、渴いていたとき、飲めるようにしてくれた。わたしが外国からのよそ者でいたとき、仲間に入れてくれ、はだかのとき、包み込んでくれた。わたしが力おとろえていたとき、見舞ってくれ、わたしが牢にいたときに会いにきてくれた。(中略) わたしの仲間である、このいちばん小さくされている者のひとりにしたのは、わたしにしたのである」(マタイによる福音書25:26-35 本田哲郎神父 訳)

私は、この福音を読むと いつも支援者の皆さんを思い出し、感謝の気持ちでいっぱいになります。人知れず支援の手をさしのべて下さる皆さんの名は、(ふるさとの家の名簿ばかりでなく)すでに 天にも記録されています。

私たちの支援の手を待っている人たちは、絶えることはありません。フィリピンでは、スーパー台風の被害で たくさんの方が亡くなり 家を失いました。高潮にのまれて家族を失った人々の悲しみは、2年前の東日本大震災を思い起こします。

国内では、アベノミクスの経済政策で、生活保護費が削減されることになりました。デフレからの回復で景気がよくなると(?)物価が上がる。来春からは消費税も上がる。反面、扶助水準が下がると、弱者へのしわ寄せは大きくなってきます。

私たちは、いつも今与えられているものに感謝し、それをすべて自分のものとしなくて、必要とする人たちに分かち与えることを求められています。モノやお金だけではなく、能力・健康・時間…今生きている人生そのものが、神様からの贈り物です。一人占めするには もったいないほどのお恵みです。分かち合いましょう。つながりましょう。この世で小さくされた人々と共に。

なぜなら、キリストはその中におられるからです。

間もなく冬至を迎えます。冬至は、太陽の力が最も弱まった日を無事過ぎ去った

ことを祝う日です。冬至祭は クリスマスの起源でもあります。いちばん暗いところから、太陽は再び輝き始めます。私たちは、これからも小さくされた者と心を共にしながら、闇の中からの光を待ち望みましょう。



談話室より

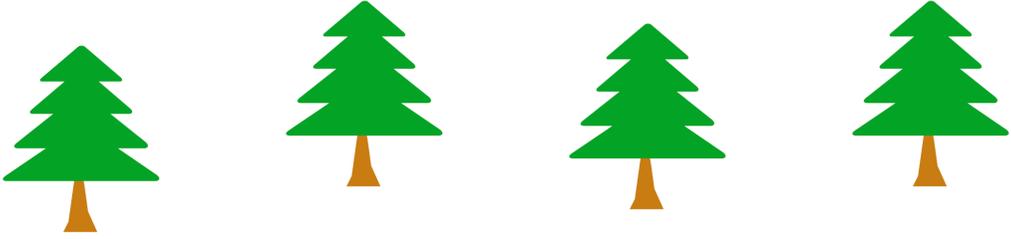
マーコ

シェアハウスが若者、低所得者の間で人気があるようだ。家賃の負担を減らしたいのは誰しもそうだが、中でも脱法ハウスと呼ばれるものには驚く。一つの部屋を上下に仕切って、上に住む人ははしごで登っていく。30年前の釜ヶ崎ではないか。きつない蚕棚ではなく、きれいでおしゃれな蚕棚だが。20年以上釜の労働者や野宿者が人並みの生活ができるように、人権が守られる時代が来ればと活動してきた。それも労働者や野宿者への理解をしてきている支援者がいたから活動できてきた。しかし20年前は社会的に理解してくれる人は少数だった。釜の労働者が座り込みをして、シェルターを作らせたり、掃除の仕事を出させたり、生活保護が受けられるように裁判をしたり、この釜ヶ崎の中に、十分とはいえないが社会保障への流れができた。その裏で派遣法が国会を通り、派遣切りなどにあう若者が莫大に、期限付きの職も増えた。釜の全国化である。この事態になって法案に反対しなかったどころか、釜ヶ崎が無視されてきたように、自分や釜に関係ないと、意識しなかったことを後悔した。こうやって社会の犠牲者は変えられて、増えて行くんだと。

脱法ハウスも本人は快適に暮らせてるからいいと言っている。9月に国交省が規制をするも、内容は一律に厳しい条件の寄宿舍扱いにするととなり、多くのシェアハウスがアウトになり改善がなされなければ、閉鎖になる。そこに暮らす、何万人が行き場を失う恐れがある。高い家賃のためにバイトに明け暮れるか、ネットカフェにしか泊まれない、それどころか仕事がなければすぐ野宿の状態にある。若者がこんなにも生き辛い世の中で、小箱のような空間が快適と思うしかない状態に追い詰めていることにもっと向き合う必要を感じる。

秘密保護法案

皆さんご存知だと思いますがの秘密保護法案が強行採決で衆院を通過しました。連日デモなどに参加し、反対を訴えています。何が秘密か秘密、とわけの分からない法案が通ると、どんな情報があるのかも最初から隠され、国民は情報を知りえません。そしてどの秘密を漏らした、誰に漏らしたと、本人も知らないうちにある日突然逮捕されかねません。そしたら石破さんは絶叫してデモするのはテロと同じと言いました。はあー？、人一倍声の大きい私はテロですか、いいえ。「私はテロと違います、秘密保護法に反対する大阪のただのおばはんですから」とデモでまた絶叫させるのは石破さんあんたやからな、勘弁して。



相談室から

本間 全（あきら）

■生活保護からの排除、さらに改悪。なんという悪政

Hさんは現在、行方不明。今年の秋で60歳になっているはずだ。夏に相談室を訪れた時は59歳。建築土木の仕事に従事してきた。体は丈夫な方で特に健康上の問題はない。この15年間、アブレがちで野宿する日も多い。シェルターや三徳ケアセンターを利用してなんとか雨露をしのいでいる。選ばなければ飯場へもぐりこめないことはない。しかし日当が8500円で寮費・食費を合わせて1日あたり3500円を引かれると赤字だ。1日あたり5000円が手元に残るはずと考えるのは早計で、飯場から帰るときポケットに数千円でも残れば御の字である。悪天候や人員超過で仕事を休まされて収入がない日も寮費・食費はしっかりと引かれる。1ヶ月に21日以上仕事に就いてトントン。

5年ほど前、一度生活保護を利用した。そのとき大阪市は比較的まっとうな生活保護の運用をしていた。当時は野宿状態からの敷金支給も今ほどハードルが高くなかったし、年齢が若くて「稼働能力がある」との病状照会の回答であっても、2週間、ハローワークへ出向き求職活動をすれば、その努力が実らずとも生活保護が決定された。もちろん当時でも、「常用雇用の職に就くよう」との就労指導はあった。50歳代ではなかなか常用雇用の仕事に就くことが難しい現実をある程度理解していたように思うが、担当のケースワーカーはHさんには厳しく当たったようで、「もっと努力を」との言葉に、彼は自分を責めて、思い詰める日が続き、結局、自分には建築土木の日雇いしかないと言われ、昔の仕事仲間の紹介で名古屋の飯場の仕事に行く。ケースワーカーへは飯場から事後連絡した。当然、保護は廃止された。

仕事へと追い立てられて、自分のできる仕事を求めて、建築土木の飯場に戻ったものの、上に記したような飯場のひどい低賃金は5年前も今と変わらなかったため、ふたたび釜ヶ崎へ帰り野宿の生活。特別清掃に登録したので何とか食べる分くらいは稼げるがドヤ代まではムリだった。

Hさんは夏の酷暑に、もう一回、生活保護を申請しようと考えた。赤字にしかない飯場の現実、同じことの繰り返しに嫌気がさしたのだと言う。もう一回、畳の上で寝起きし、収入がわずかでも飯場よりは安定した仕事をしていきたいと考えた。

敷金なしのアパートを契約して入居し保護申請をした。前に経験があるので勝手はわかっていた。保護が決定するまでに求職活動をしなければならぬことも承知していたし、ここ2~3年は、以前にもまして役所の就労指導が厳しくなっていることも、ふるさとの相談室から聞かされ理解した。それでもやる、と決めた。

大阪市では「保護申請時における就労にかかる助言指導のガイドライン」通称「平成23年度のガイドライン」というもので生活保護を厳しくしている。これ以前は、生活保護法の原則どおり申請してから2週間求職活動すれば開始決定をしていた。「ガイドライン」以降は30日間まで決定が延ばされることになった。その間しつこく仕事を探せとムチ打たれる。生活費として役所から貸し出される金額は1週間5000円、1ヶ月では2万円。これで日々の食事をしてなおかつ交通費など求職活動にまつわる諸経費もまかなえ、というのだ。かなりの無理難題であり、しかも面接までこぎ着けないことには「努力が足りない」とされ申請の却下をチラつかされるので、心理的にも追い詰められる。「水際作戦」をしなくなっているものの、申請を受理してから決定までの期間延長・その間の兵糧攻めと事実上の就労指導強化の心理的圧迫によって、保護を断念させるのである。―――付け加えると、ガイドラインを用いて保護の決定を遅延させているのは、大阪市内でも西成区ふくむ一部の区のみで、その他では「保護を決定して本人の生活が安定した後で就労指導をする」とこれまでの生活保護法の理念に基づいた運用をしている。

Hさんはがんばった。1ヶ月がんばった。何度落とされても面接にいったし、限られた予算のなか交通費を浮かせるため遠方まで自転車で面接に出向いた。就職に結びつかない結果ではあったが、「稼働能力の活用の努力」は十分すぎるものだったはずだ。しかし西成福祉事務所は申請から1ヶ月たって、Hさんに「申請却下」の決定を下した。Hさんは鍵をポストに入れてアパートから失踪した。Hさんに決定的な落ち度があったのだろうか？ 相談室はケースワーカーに理由を問いただすも「本人以外には教えられない」との答え。本人さえいれば審査請求して裁判でも勝てるだろう。

こういう形で生活保護から排除が行われている。法の規定や解釈を駆使して、生活保護の精神をねじ曲げて、狡猾にも「水際作戦」の批判をかわす形で。

状況はさらに悪い方向へ向いている。西成区だけではない。現在の国会では秘密保全法をはじめとして、さまざまな悪法案が上程・審議され成立している。先日は社会保障削減目的の「社会保障プログラム法案」が成立した。難病の医療の自己負担も増える。生活保護も、親族の扶養義務強化・不正受給の厳罰化や、申請時の必要書類すべてが揃わないと申請受理しないことを盛り込んだ改悪がなされる。問題ぶくみの生活困窮者自立法も成立する見込みだ。

これまで釜ヶ崎の労働者たちが闘って勝ち取った生活保護の門戸が再び閉じられていく。釜ヶ崎で働きながら野宿生活をしている人もまだまだたくさんいるというのに、国は人々の生活を削って戦争準備に邁進しているように見える。負けてばかりはいられないので、相談、その他の釜ヶ崎の活動を通じて、こうした動きに闘っていこうと思う。



現行憲法の生存権と国の社会的使命について（その1）

憲法前文の後半部分に「・・・われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とあるが、「恐怖と欠乏からの解放」とは第一に戦争からの解放、第二に貧しさからの解放であって、平和・福祉国家の実現と言うことになるでしょう。「平和のうちに生存する権利」とは平和的生存権のことですから、それを担うのは平和・福祉国家の使命と言うことになります。

この前文において、本文の第9条の平和の理念と第25条の福祉理念は不可分の関係にあり、平和なしに福祉はありえないことを示しています。

憲法25条の第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあります。これは国民の文化的最低限度の生活権を権利として明記しているのです。

第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」つまり国民の生活保障のために社会福祉、社会保障、公衆衛生など国家が義務として果たさなければならないとしているのです。

ここで25条が歴史的に、いかに意義があるかを考えてみたいと思います。

新憲法で基本的人権という強い権利が与えられましたが、その一つとしての25条の生存権は、国家がそれを主権者たる国民に保障する責任があると記していて、戦前の天皇の帝国憲法とは全く異なる条文です。

最近、現憲法に対して多くの改憲論者が、国民の果たすべき義務に比し、権利の文言が多すぎると主張しています。このような議論は、誰もが望む民主主義の中心である国民主義を掲げる憲法の基本が分かっていないのではないのでしょうか。かつての天皇制国家が臣民として国民に多くの義務を課していたことを反省する意味からも、国民の権利が現憲法条文に多いとは思われません。むしろ国家が国民を守る義務をもっとしっかり果たすべきであって、憲法は国を縛る役割をもしているのです。

25条の生存権が人権として認められるようになったのは日本で初めてのことです。これまでは社会福祉、社会保障の課題である病弱者に対して、貧しい人に対して、孤児や障がい者に対して慈善、恩恵、施し、相互扶助に委ねられていたに過ぎなかったのです。

権利としての福祉が確立していない時期の生存保障は血縁・地縁で結びつく共同体が支援を求める人の生活を守りました。簡単に言えば家族や近隣の助け合いで、当事者の生活・福祉をやっと支えていたのです。

貧しい人や身寄りのない人に対して、恩恵や施しを与える哀れみの福祉だったのです。

<つづ>



あるプロゴルファーの方が、試合での優勝賞品を寄付して下さいました。一度目は沢山の色々な果物（メロン、マンゴー、ブドウ…）でした。種類別に間をあけて届けられたので、その都度食べやすいように切って、ふるさとの家に来ていた皆さんに配ることができました。どの果物も上質の物で、皆「美味しい」と言っていました。2度目の優勝の後にはカマンベールなどのチーズ類でした。沢山の量だったので、何度かにわけて配ることができました。

最近、ますます貧富の差が拡大しています。消費税や物価は上がる反面、年金や生活保護は下げられるようなひどい世の中であって、このように自分の獲得した賞品を寛大に、野宿や年金や生活保護でぎりぎりの生活をしている人たちのために分かち合っている現実、闇の中に輝く光のようです。支援してくださっている皆様おひとりおひとりが大切な光だと思います。この光は「所有を求めるのではなく、分かち合いを生きなければ」と、自己中心的になりがちな私の心も導いてくれます。



小松（お灸ボランティア）

月1回、2時間の灸のボランティアをさせてもらって約2年になる。1人30分、4人させてもらっている。常連さんもいて楽しみにしてくれている。私が釜ヶ崎に関わり始めたのが20才の時だから18年経つ。先日はその頃のことを覚えてくれている人がいて「ねーちゃんも年取ったなあー」と言われ内心ショックだったが、「お互い年取りましたねえーと」いう会話をしたりもする。西成は单身男性労働者が多いまち、若い頃から家族や社会のために一生懸命働いてきた人たち、今は仕事なく孤独で健康不安を抱えている人が多い。高齢化も問題になっている。私もそうだが自分の体をさわっていたわることをなかなかしないので、きっかけになればなあという思いがある。体が冷えてこっている人が多いが自覚のない人が多いので「冷えていますねー」「こってますよー」「風邪に注意してくださいね」と声かけしながら体をさわって灸をしてマッサージをすると体はゆるみ、あたたかくなっていく。心と体はつながっているので表情がゆるんだり、うとうとしている人もいる。アルコール、栄養の偏り、清潔をお保てない、孤独、将来の不安・・・問題を上げたらきりが無いけれど・・・お灸はいい。ゆっくり話をしながら体も心もホカホカしてくる。本来、人は、治そうといい方向にむかう力がそなわっている。大事なものはそれを生かしているかどうかだと思う。これから寒さが厳しい冬にむかう。抵抗力が弱っているとかぜや持病の悪化を招きやすい。いたわりの声かけをしながら灸をしつつ元気でいられるように微力ながら関わらせてもらいたいと思っている。灸のいいところは―― お金がかからない。

副作用がない

自分が人とゆっくり向き合える

事務室よ

☆ 2013 年度会計中間報告

(2013 年 4 月 1 日～2013 年 9 月 30 日)

単位：円

収入の部		支出の部	
寄付金	8,186,638	人件費	8,189,676
受取利息	8,588		
雑収入	528,659	活動費	2,361,547
	▲1,827,338		
合計	10,551,223	合計	10,551,223

(▲は赤字をあらわしています。)

雑収入：バザー売上、売電

人件費：常勤 3、非常勤 3

活動費：事務費（ボランティア交通費、修繕費、通信費、消耗品費等）

事業費（保健衛生費、教養娯楽費、水道光熱費等）

★ 社会福祉法人への寄付金控除について

1.個人：寄付金控除

寄付をした個人は、確定申告によって次の限度内で所得税法上の寄付金控除が受けられます。

（次のいずれか低いほうの金額）－2 千円

イ. その年に支出した寄付金の合計額

ロ. その年の総所得金額等の 40%相当額

2.法人：法人税法上損金算入

寄付をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入ができます。

1) 一般損金限度額

資本金の金額×2.5/1000×事業年度の月数/12+当該事業年度の所得金×5.0/100×1/2

（この限度内であれば、任意団体、NPO 法人への寄付も損金算入されます。）

2) 社会福祉法人等に対する寄付金の特別損金限度額

3) 上記 1) と 2) の限度額は併用する事ができます。

※ 寄付金控除を受けるためには確定申告時に「領収書」が必要です。大切に保管して頂くようお願いいたします。

※ 公的支援に頼ることなく皆様のご支援で今年も維持運営できました事に感謝します。 藤井

ふるさとの家で必要なもの



特に不足しているもの

運動靴(スニーカー)、大きいカバン (ボストンバック・リュック)、カイロ

- 男性用の衣類(季節のものを) ・肌着 (パンツ・シャツ、新品を)
- お菓子 (誕生会に) ●お茶・コーヒー・クリーム・砂糖
- ラーメン・特大どんぶり・箸 ●18~20cmの片手鍋 (それ以外は使えません)
- 絆創膏 (バンドエイド) ●雨具 (カップ・傘)
- 洗剤 ●使いきりマスク ●大きめの紙袋
- 靴下 (男物)・かみそり・ライター・石けん・タオル
- 毛布、寝袋 (10月~3月の間のみ、きれいなもの。布団は使えません)

注意

※ 食品は賞味期限内のものだけをお願いいたします。

布団、背広・コート・カッターシャツ、女性衣類、子ども衣類、季節に合っていない衣類、汚れていたり破れていて人に渡せないような衣類は、使えませんのでくれぐれもご注意ください。

その他、保管場所がありませんので、負担になるものはご遠慮ください。

下記のものとは次の団体にお送りください。連帯して活動しています。

(ボランティアで運営されているため、礼状は出しておられません。ご了承ください。)

三角公園の炊き出しで使うもの

米、調味料 (化学調味料を除く)、日持ちのする野菜、乾物
など。その他の物は、直接下記へお問い合わせください。

送り先：勝ちとる会

〒557-0003 大阪市西成区天下茶屋2-6-14

Tel 06-6634-8584

Fax 06-6643-8596

☆荷物についてのお願い☆

「日曜・祝日・隔週土曜日」は、ふるさとの家の休みとなっています。

宅急便などで荷物をお送りいただく際には、

月曜から金曜の午前10時半~午後5時までに届くように、お願いします。